

国立大学法人島根大学経営協議会（第111回）〈議事要録〉

日時 令和3年1月21日（木）14:00～16:20
場所 本部棟3F特別会議室（WEB会議）
出席者 服部学長，藤田理事，秋重理事，荒瀬理事，井川理事，長澤理事，宮脇理事，
大西委員，高塩委員，有澤委員，秦委員，三輪委員，谷口委員，大矢委員，
福島委員
欠席者 上野理事，松浦委員
オブザーバー 千家監事

議題（1）島根大学ビジョン等取扱規程の制定について

- 学長から，島根大学ビジョン等取扱規程の制定について説明があった。
- 学外委員から，第7条に規定されている公表が重要であり，地域の発展とともに島根大学が成長するため，ビジョン等を幅広いステークホルダーと共有し，ステークホルダーに島根大学の応援団になってもらえるようにしてほしいとの意見があった。また，ステークホルダーから島根大学の取り組みに対してフィードバックをもらえるような仕組みがあればよいのではないかとの意見があった。学長から，積極的に公表・広報に努め，しっかりと取り組みたいとの回答があり，原案どおり議決された。

議題（2）職務権限規程の制定について

- 学長から，職務権限規程の制定について説明があった。
- 学外委員から，学部長・研究科長について，学長との関係が規定されていないことについて確認があり，学長から早急に確認し，本会議内でお答えするとの回答があった。

議題（3）執行体制に係る規則の制定等について

- 学長から，執行体制に係る規則の制定等について説明があり，原案どおり議決された。

議題（4）法定会議に係る規則の一部改正について

- 学長から，法定会議に係る規則の一部改正について説明があり，原案どおり議決された。

議題（5）島根大学における職員の人事管理方針（案）及び島根大学における経営人材育成方針（案）について

- 藤田理事から，島根大学における職員の人事管理方針（案）及び島根大学における経営人材育成方針（案）について説明があった。
- 学外委員から，事務職員の外部機関への出向実績について確認があった。また，新設される特定職務職員制度について，教員・研究者のための制度なのか，国立大学法人ガバナンス・コードへの対応のための職種となるのか確認があった。学長から，出向実績については現在文科省へ2名，島根県に1名職員が出向しているとの回答があった。また，特定職務職員は，職員でも教員でもない第3の職であり，国立大学法人ガバナンス・コードとは関係なく本学における必要性から創設するものであるとの回答があった。

- 学外委員から、以下の3つの質問があった。
 - ① 能力・実績主義への移行を進めることについて、具体的なロードマップはあるのか。
 - ② 特定職員の配置により人件費の縮減を図るとの記載について、具体的な人件費縮減の方法はあるのか。
 - ③ 事務系職員の同一ポスト在職期間を3年とすることについて、ローテーション、または契約期間のいずれを意味するのか。
 藤田理事、から以下のとおり回答があった。
 - ① 具体的なロードマップは現時点ではない。
 - ② 職員の配置を工夫しながら人件費の縮減に取り組みたい。
 - ③ ローテーションを想定しており、職員に様々な業務を経験させたいと考えている。
- 学外委員から、事務職員は法人化前から上位ポストは文科省や地域ブロックで人事交流をしている慣行があり、一つの法人内で人事が完結しない。法人化して時間が経過している中で慣行を見直す必要があり、文科省でも見直しが行われているため、これまで以上に内部の事務職員の昇任や事務ポストの配置が必要ではないかとの意見があった。学長から、文科省等との人事交流も必要と考えるが、本学の職員の積極的な昇任を行うとともに本学の職員が帰属意識をもって働ける環境を作っていくたいとの回答があった。
- 学外委員から、他方、自大学だけですべての人事を完結すると狭くなるため、地域ブロックでの登用も含めて工夫していく必要があるのではないかとの意見があり、原案どおり議決された。

議 題（6）特定職務職員の新設に伴う関係規則の制定等について

- 藤田理事から、特定職務職員の新設に伴う関係規則の制定等について説明があった。
- 学外委員から、資料において想定されている職務を非管理職として担えるのか。超過勤務手当もあり、成果に応じて業績年俸が上がる年俸制を適用するのは適当なのか確認があった。学長から、現在想定している特定職務職員の業務内容は管理職相当ではないため、非管理職の処遇で問題ないと考えている。また、超過勤務手当と業績評価で二重にプラスとなることがないように適正な評価制度が必要と考えているとの回答があった。
- 学外委員から、他大学の事例として非管理職であっても専門家の位置づけで業務に従事しているのか確認があった。
- 学外委員から、他大学の事例では、企業と大学を繋ぐ職（URA）を年俸制で採用しており、必要性も高く、一定の役割を果たしている。一方で、将来的に企業を定年退職した人だけを対象にするのか、若い人を育成するのかが問題で、島根大学の場合は、スタートとしては良い制度ではあるが、今後の展開によっては見直しも必要で、教員への転身ができるようなことも考える必要があるのではないかとの意見があった。
- 学長から、若手のポストクを特定職務職員として採用するようなことも想定しているとの回答があった。
- 学外委員から、公募を行うのか、当面の定数や人の目処があるのか確認があった。学長から、数名程度の採用を考えている。今後、基本的には公募により採用を進めたいとの回答があった。
- 学外委員から、民間企業の社員が出向で特定職務職員になることはできるのか、また、特定職務職員は任期付となっているが、現在の島根大学の職員が現職を退職して移行した場合は、任期終了後に復職できるのか確認があった。学長から、企業からの出向は受け入れたいと考えており、また、本学の職員が特定職務職員になった場合は、職員は復職で

きるものと考えている。また、任期は付しているが、任期の更新も想定しており、一定程度の長期任用を考えているとの回答があった。

- 学外委員から、経営企画や情報セキュリティなどは、内部人材の育成に努め、限定的に運用してほしいとの意見があった。
- 以上の議論の後、原案どおり議決された。

議 題（７）国立大学法人島根大学財務計画について

- 長澤理事から、国立大学法人島根大学財務計画について説明があった。
- 学外委員から、施設経費は建物の建て替えなどで年によって多くなると考えられるが、内訳はあるのか確認があった。長澤理事から、施設経費はその都度文科省に要求していくが、財務計画では過年度の平均を計上しているとの回答があった。
- 学外委員から、従来は文科省から施設整備の補助金が交付されていたが、現在では安定的に補助金が交付されない状況となっており、必要な施設は、場合によっては自前でやりくりする必要があるのではないかと確認があった。長澤理事から、文科省からの補助金の確保に努めるが、自前でのやりくりも必要と考えている。その場合、借入金等を活用することとなる可能性もあるが、それは計画には盛り込んでいないとの回答があった。
- 学外委員から、国立大学は施設が貧弱で、学生の認識にも影響しているため、施設の更新についても財務計画に組み込み、それに見合った収益をあげていくようにしていく必要があるのではないかと意見があった。長澤理事から、自前での施設経費は授業料等収入や外部資金獲得で賄うことになるが、そのためには現在の会計基準を見直し、資金を積立できるような仕組みが必要であると考えているとの回答があった。
- 学外委員から、仕組みの変更への声も文科省へ訴えていく必要があるのではないかと意見があった。
- 以上の議論の後、原案どおり議決された。

報告事項（６）人間社会科学研究科の設置承認について

議 題（８）第３期中期目標・中期計画の変更について

- 報告事項６は、議題８と関連があるため、議題８に先立ち報告された。
- 荒瀬理事から、人間社会科学研究科の設置承認について報告があった。
- 続いて、荒瀬理事から、第３期中期目標・中期計画の変更について説明があり、原案どおり議決された。

議 題（９）附属義務教育学校教員特別手当の新設及び職員給与規程等の一部改正について

- 藤田理事から、附属義務教育学校教員特別手当の新設及び職員給与規程等の一部改正について説明があった。
- 学外委員から、公立学校教員が附属学校に異動したら、新設の特別手当が上乗せされるのか確認があった。長澤理事から、教職調整額の４％に加えて、教育の高度化等への対応として６％の特別手当を上乗せするとの回答があった。
- 学外委員から、特別手当の支給によって公立学校教員との人事交流上の問題は発生しないのか確認があった。長澤理事から、附属学校へ異動となった場合は、教育の高度化に職務を割く関係での上乗せを行うということで島根県教育委員会には理解いただいているとの回答があった。
- 学外委員から、特別手当額の妥当性を判断する材料として、附属学校教員の勤務時間

数を示した方が良いのではないかとの意見があった。また、附属学校は以前から教育の高度化がうたわれており、なぜ急に手当がつくのか疑問が生じるのではないかとの意見があった。長澤理事から、附属学校教員の勤務について見直しを行い、処遇改善の一環として特別手当を導入することにしたいとの回答があった。

- 学外委員から、従来も教育の高度化に対応していたのであれば、勤務実態を反映した資料がないと特別手当額の妥当性を説明できないのではないかとの意見があった。
- 学長から、手当新設の理由を整理して後日説明することとして、原案どおり議決された。

議 題 (10) 令和2年度補正予算 (第2号) (案) について

- 長澤理事から、令和2年度補正予算 (第2号) (案) について説明があり、原案どおり議決された。

議 題 (2) 職務権限規程の制定について

- 学長から、確認することとしていた学外委員からの質問に対し、以下のとおり回答があり、一部修正のうえ議決された。
 - ・ 学部長は大学の責任者である学長の下にあり、その統督を受けるものであるため、第8条を「学部長は、学長の統督の下、その学部に関する校務をつかさどる。」とし、第9条は「研究科長は、学長の統督の下、その研究科に関する校務をつかさどる」とする。

報告事項 (1) 国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況について

- 学長から、国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況について報告があった。

報告事項 (2) 「地方大学・地方産業創生交付金事業」の取組みについて

- 秋重理事から、「地方大学・地方産業創生交付金事業」の取組みについて報告があった。

報告事項 (3) 第110回国立大学法人島根大学経営協議会に係る書面審議結果について

- 本件は、書面により報告された。

報告事項 (4) 令和2年人事院勧告の対応及び国立大学法人島根大学職員給与規程等の一部改正について

- 本件は、書面により報告された。

報告事項 (5) 情報の公表規程の制定について

- 本件は、書面により報告された。

報告事項 (7) 令和元年度に係る業務の実績に関する評価結果について

- 荒瀬理事から、令和元年度に係る業務の実績に関する評価結果について報告があった。

報告事項（8）SMART20の成果等の検証結果及び公表内容について

- 学長から、SMART20の成果等の検証結果及び公表内容について報告があった。
- 学外委員から、進捗状況・検証結果での記載について、うまくいったことやうまくいかなかったことの程度が分からない。実施したが成果がでなかったことも書くべきではないかとの意見があった。学長から、意見を踏まえて精査し、できていることや課題となったことを追記したいとの回答があった。

報告事項（9）国立大学法人島根大学における部局評価に関する規則の一部改正について

- 本件は、書面により報告された。

報告事項（10）教員業績評価に係る全学共通項目の指標について

- 本件は、書面により報告された。

報告事項（11）令和3年度予算（案）の概要について

- 長澤理事から、令和3年度予算（案）の概要について報告があった。

報告事項（12）理事（総務・労務担当）の業務について

- 藤田理事から、理事（総務・労務担当）の業務について報告があった。
- 学外委員から、ハラスメント相談件数が増加しており、リスクとして重く受け止めてリスク管理をしてほしいとの意見があった。藤田理事から、ハラスメント相談の中身としては、教員の指導上の問題が多く、教員の指導改善を含めて対応していきたいとの回答があった。
- 学外委員から、受け止めた側がどう思うのかが問題となるので、コミュニケーションをしっかりとるようにしてほしいとの意見があった。
- 学外委員から、ハラスメント事案件数の「その他のハラスメント」の中の「その他」が増加しているが、どういった事例が増加しているのか確認があった。藤田理事から後日整理して報告するとの回答があった。

報告事項（13）附属病院運営状況について

- 井川理事から、附属病院運営状況について報告があった。
- 学外委員から、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、附属病院はどのように協力するのか確認があった。井川理事から、不確定要素が多いが、可能な限り協力する予定であるとの回答があった。
- 学外委員から、新型コロナウイルス感染症患者の病床利用率や重症患者の受入状況について確認があった。井川理事から都市部ほど逼迫した状況ではないとの回答があった。

報告事項（14）免疫精神神経学共同研究講座の設置（期間延長）について

- 本件は、書面により報告された。

報告事項（15）新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う施設費貸付事業及び承継債務償還に係る債権の内容変更について

- 本件は、書面により報告された。